

奈半利町から児童手当を受給中の方

(1) 高校生年代延長、所得制限撤廃の手続き



(2) 第3子拡大の手続き



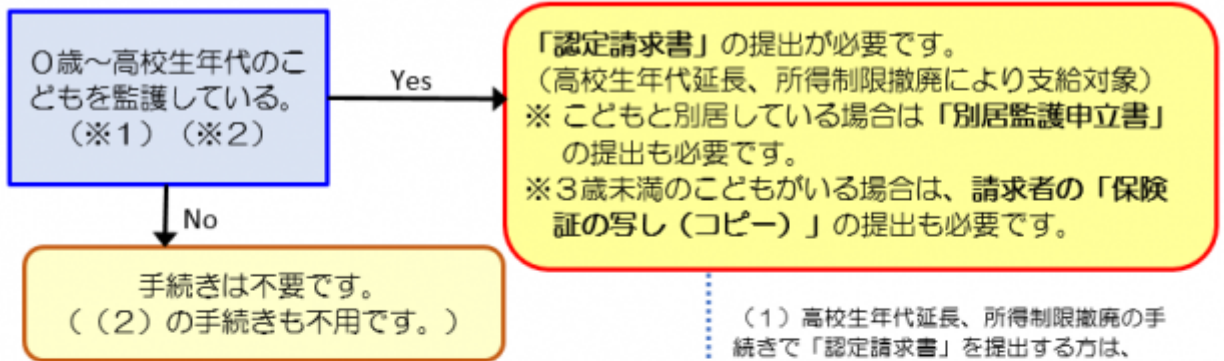
(※1) 「監護」とは、保護者として、子どもの面倒をみていることをいいます。

(※2) 「高校生年代の子ども」とは、H18.4.2～H21.4.1生まれの子どもです。

(※3) 「大学生年代の子ども」とは、H14.4.2～H18.4.1生まれの子どもです。

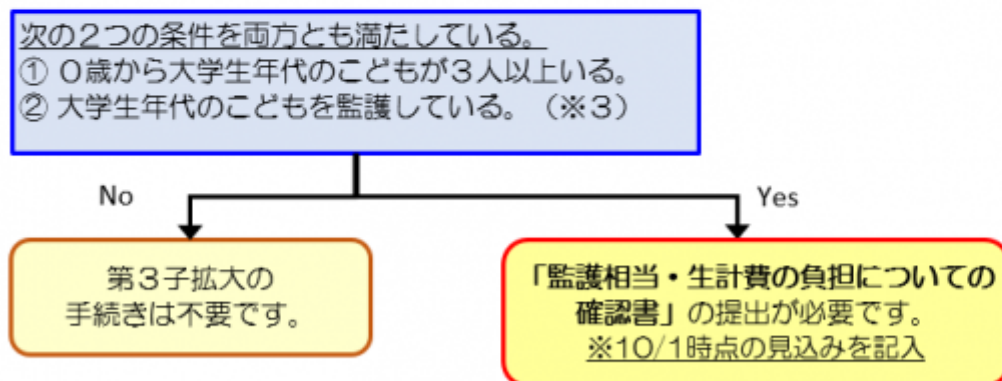
奈半利町から児童手当を受給していない方

(1) 高校生年代延長、所得制限撤廃の手続き



(1) 高校生年代延長、所得制限撤廃の手続きで「認定請求書」を提出する方は、
(2) 第3子拡大の手続きもご確認ください。

(2) 第3子拡大の手続き



(※1) 「監護」とは、保護者として、こどもの面倒をみていることをいいます。

(※2) 「高校生年代のこども」とは、H18.4.2～H21.4.1生まれのこどもです。

(※3) 「大学生年代のこども」とは、H14.4.2～H18.4.1生まれのこどもです。